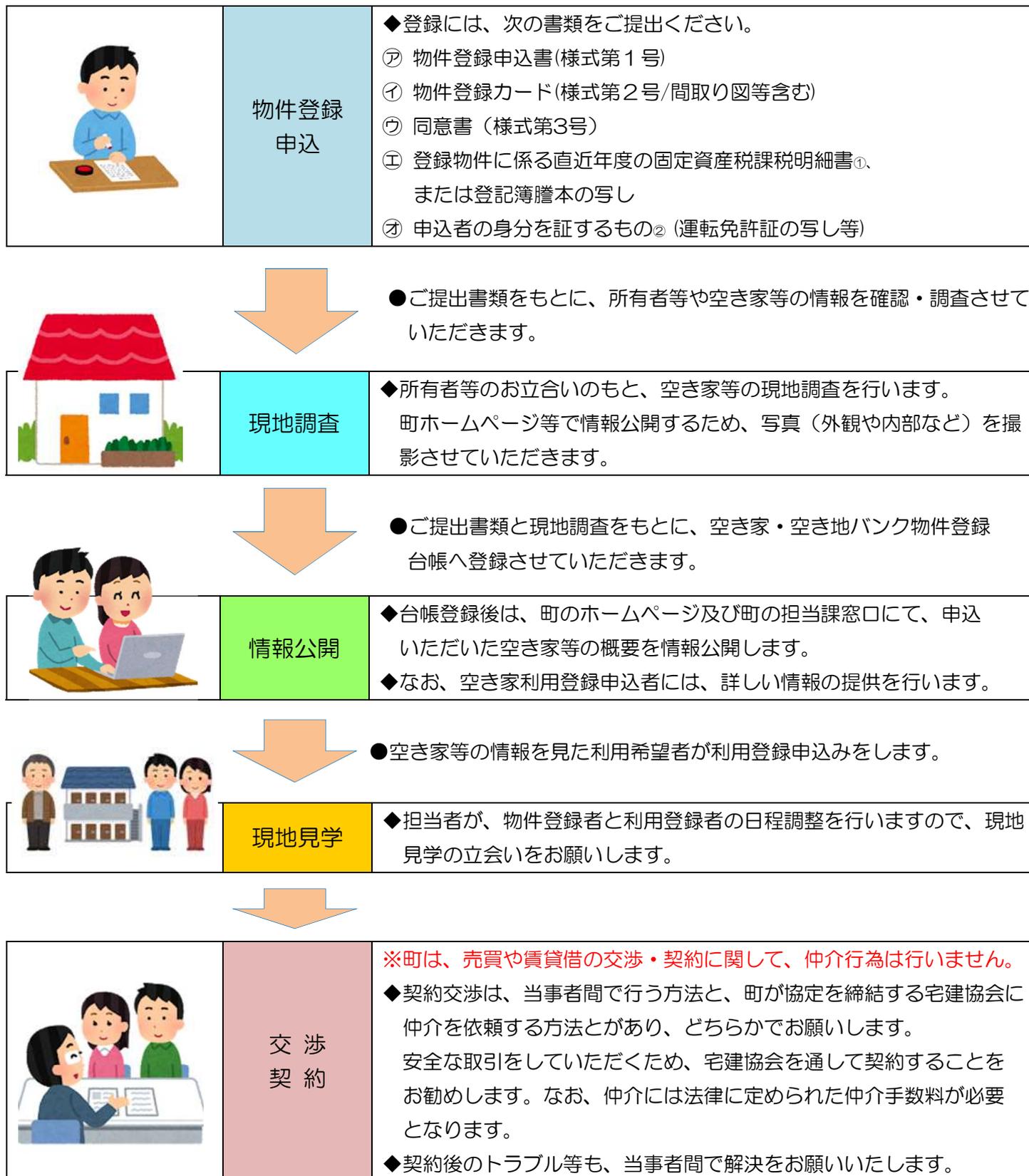


登録希望者の方へ

空き家等の【登録～契約】までの流れ



※留意事項

- 空き家・空き地バンクの登録は、賃貸や売買をお約束するものではありません。
 - 空き家・空き地バンクへ登録された空き家等の管理は、利用者が決まるまで、引き続き所有者等が行うことになります。
- ① 毎年、町固定資産税係よりご送付する納税通知書に同封されている「課税明細書」のことです。
- ② やむを得ず、ご家族が代理で登録手続きをされる場合には、所有者等(所有者等が申込者となります)と代理人の身分証明書をご提出ください。※なお、代理申込の場合、所有者等からの委任状も忘れずをお願いいたします。